

《 諫 干 だ よ り 》

.....◇◆◆2006/9/1◆◆◇

◆◆◆目 次

- ◆諫早湾干拓事業にかかる最近の動き
- ◆トピックス
 - ◇第27回諫早湾干拓地域環境調査委員会について
 - ◇第5回諫早湾干拓公募基準等検討協議会について
 - ◇副読本「わたくしたちのくらしと干拓」の平成18年度農業土木学会賞(メディア賞)の受賞について
 - ◇諫早湾干拓地営農研究会について
 - ◇住民監査請求の監査結果及び住民訴訟の提起について
 - ◇人事異動のお知らせについて
- ◆総合農試干拓科だより
- ◆九州農政局通信
- ◆その他(意見、提案の募集)
- 編集後記

◆◇◇諫早湾干拓事業にかかる最近の動き.....

- 平成18年8月1日(火)
 - 住民監査請求について監査結果が通知される。
- 平成18年8月2日(水)
 - 第27回諫早湾干拓地域環境調査委員会が開催された。
- 平成18年8月3日(木)
 - 第5回諫早湾干拓公募基準等検討協議会が開催された。
- 0 ■平成18年8月8日(火)
 - 0 □副読本「わたくしたちのくらしと干拓」が平成18年度農業土木学会賞(メディア賞)を受賞した。
- 平成18年8月8日(火)
 - 諫早湾干拓地営農研究会が開催された。

■平成18年8月23日(水)

□住民訴訟が提起された。

◆◆◆トピックス

◆◆◆第27回諫早湾干拓地域環境調査委員会について

去る8月2日、第27回諫早湾干拓地域環境調査委員会が諫早市内で開催されました。

会議では、諫早湾干拓事務所より工事内容の説明、環境モニタリング調査結果の報告がありました。

本委員会は、諫早湾干拓事業の実施にあたって、気象・水質・生物などの環境監視(環境モニタリング)が適正かつ円滑に実施されるよう、学識経験者により専門的な立場から、助言や指導を受けるものです。

このように、諫早湾干拓事業は、平成18年度も引き続き環境に配慮した工事が進められています。

◆◆◆第5回諫早湾干拓公募基準等検討協議会について

8月3日、諫早湾干拓農地への入植・増反資格や農地利用条件などを話し合う、第5回諫早湾干拓公募基準等検討協議会(座長=木村務長崎県立大学副学長)が開催されました。

まず、営農試験の結果報告並びに諫早湾干拓における営農計画の考え方について事務局から説明があり、次のような質疑がありました。

(以下、○は委員発言、●は事務局発言)。

○収量については理解できるが、品質はどうか。

●商品化率という評価項目があるが、一般農家と遜色ないとの実績報告が出ている。品質についても「ばれいしょ」についてはでんぷん価が高いなど干拓土壌の特性による成果が出ている。

○一般の農家が諫早湾干拓で営農となると目標は達成できるか。

●目標収量は長崎県農林業基準技術を使用しており、先進的農家(トップクラス)であれば達成可能な数値である。

次に、リース期間とリース料金の設定について協議がなされた。主な意見は次のとおり。

●リース期間については、安定的な農業経営、農地の適正管理、環境保全型農業推進の観点から5年間としたい。

●リース料については、「地域の小作料」、「借り手農業者等の要望(意向調査)」、「土地取得資金の償還による算定」の3つの観点を踏まえて設定したい。

また、地元負担金の償還金がいくらになるか、又、償還方法や金利が未定のため、現時点では料金の提示はできない。

- リースは評価するが、将来買取希望者の対応はどのようにするのか。
- 買取となった場合、買取後も環境保全型農業が継続できるよう行政が介入するのか。
- リース料は一番注目しているところであり、経営確立のためにはできるだけ安くすべき。
- 干拓地のリース料が背後地の賃貸借に影響を与えないよう考慮すべき。
- 入植から数年はリスクが生じる。支払い期間の猶予設定が必要。
- 干拓地の農業振興について、リース料の設定が全てではない。農業振興策と別けて整理すべき。

次回協議会(第6回))は、9月14日を予定しており、公募基準(素案)を示しての協議を行うこととしております。

第5回協議会の会議結果(要旨)や当日配布された会議資料については、ホームページで公開されておりますので、ご覧下さい。

(掲載先)長崎県ホームページ→諫早湾干拓→諫早湾干拓公募基準等検討協議会
(アドレス)http://www.pref.nagasaki.jp/singi/singi_index.php?sgno=216

◆◇◇副読本「わたしたちのくらしと干拓」の平成18年度農業土木学会賞(メディア賞)の受賞について.....

九州農政局諫早湾干拓事務所では、小学3・4年生を対象にした郷土資料「わたしたちのくらしと干拓」を発行しました。

これは、現在干拓事業を実施している当事務所が、本地域における干拓の必然性や歴史について、多くの地域住民と一緒に考えていきたいと思い、次代を担う子供達が、自ら住む地域の農業と暮らしと干拓をより深く知ることで、誇りを感じ、さらに自然と人間との共生のあり方を自分で考え導かれる内容となることを目指し、小学3・4年生を対象に、総合的な学習の時間や社会科の補足資料として活用して頂くことを目的として作成しました。

内容としましては、先人達の苦労や努力の歴史、諫早平野周辺の地形的特徴、今と昔の農業の違い、移り変わる自然環境等で構成しています。

また、作成にあたりましては、教育の現場に携わっておられる立場から諫早市小学校社会科研究部会並びに諫早市教育委員会の皆様に編集に全面的にご協力を頂くと共に、諫早湾干拓事業に携わる行政の立場から長崎県や諫早市の皆様にも編集にご協力を頂きました。

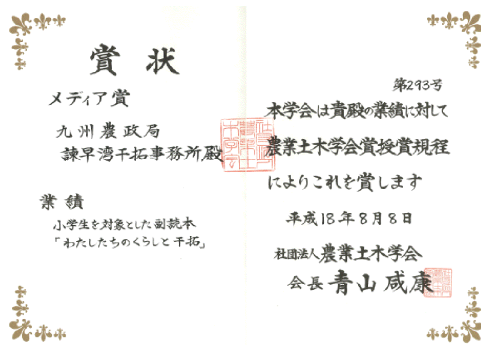
この郷土資料は、既に諫早市内及び雲仙市内の小学校に配布させて頂いており、活用させて頂いているところがございますが、この郷土資料を通じて、子供達が自ら住んでいる地域のことに関心を持ち、どのようにしていけば、もっと住みよいまちになるか、みんなで考えていこうとする一助となれば幸いですと願っております。

さて、この郷土資料ですが、「干拓の歴史の変遷、社会的背景及び地域的特性を踏まえて、諫早地域の郷土の特徴を小学校の3・4年生に理解させる副読本として作成されており、内容については大人でもおおいに参考になるもの。」との評価を受け、この度、農業土木学会から平成



18年度メディア賞を受賞しました。8月8日には授賞式があり、賞状と楯を授与されましたので報告致します。

九州農政局諫早湾干拓事務所では、今後ともこのような活動にも、これまで同様取組んで参りますので皆様のご支援・ご協力方、宜しくお願い致します。



◆◆◆諫早湾干拓地営農研究会について.....

8月8日、諫早市において諫早湾干拓地営農研究会が開催されました。この会は、諫早湾干拓地での営農を希望している農業法人で組織されているもので、営農開始に向けての様々な課題が検討されており、今回で2回目になります。

諫早湾干拓室から諫早湾公募基準等検討協議会の検討結果についての説明がなされた後に意見交換を行いました。

その中での意見、要望としては、①初期投資を抑えるために、施設機械のリース事業等の制度創設、②販売に関する県の支援策が必要、③経営が軌道に乗るまでの一定期間リース料を抑えて欲しい。④カット野菜工場等の新設 などの意見がありました。

19年度の事業完了、営農開始が間近に迫っており、今後とも各方面からのご意見を伺いながら取り組んで参りたいと考えております。

◆◆◆住民監査請求の監査結果及び住民訴訟の提起について.....

諫早湾干拓事業によって造成された干拓農地を(財)長崎県農業振興公社が一括配分を受けるための資金等として県が公金支出をしないこと等勧告することを求め、6月5日に住民監査請求がなされておりましたが、8月1日にその監査結果が通知されました。

それによりますと、平成18年度の公社の体制整備にかかる資金に対する県の支出については、違法ではないとして棄却されました。

また、公社の一括配分を受けるための資金については、地方自治法第242条第1項の所定の要件を充たしていないとして、却下されました。

8月23日に、請求をした住民は、長崎地方裁判所に住民訴訟を提起しました。

◆◇◇総合農試干拓科だより・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

営農試験 Now

－干拓地における大型機械実証試験－(タマネギの機械化一貫体系の確立)

総合農林試験場干拓科 宮寄朋浩

諫早湾干拓地では、1区画6haの圃場を活かした大規模営農が計画されています。今回はタマネギの大規模営農に欠かせない高性能の農業機械について実証試験を行いましたのでその結果を報告します。

移植作業

タマネギは10a当たり30,000本前後の苗を植えるのですが、その移植作業をより効率よく行うために全自動4条同時移植機について試験を行いました。

歩行型全自動4条型移植機(写真1)

使用するセルトレイは448穴トレイで、苗のせ台には一度に12トレイを乗せることができ、1回に130mの植え付けができます。1畦4条植えで条間、株間は調整可能です。今回は条間23cm、株間11cmに調整しました。1回に4条を同時に植えていくので条間が安定し、追肥の際の中耕も容易にできました。作業能率は10a当たり1.6時間でした。この機械は露地栽培、マルチ栽培どちらでも移植精度90%以上の高性能な移植機でした。



写真1 全自動移植機

収穫作業

普通タマネギの収穫時期は5月中旬から6月上旬の梅雨前に行われます。そのため、過去の天気から作業可能日数はおおむね15日くらいで、雨天の合間などに効率よく作業を行う必要があります。そこで北海道で利用されている拾い上げ機(オニオンピッカ)と葉切りを行うオニオンタッパを用いた調整作業について試験を行いました。

オニオンピッカ(写真2)

圃場のタマネギを回収する機械がオニオンピッカです。回収作業の前に歩行型タマネギ収穫機等でタマネギの掘り上げと葉切りをおこなうことでよりスムーズに回収できます。作業能率は10aあたり1.2時間でした。ピッカの後部には500kg入りのスチールコンテナを乗せタマネギを回収して、満杯になったら随時圃場内に降ろします。そのためコンテナの移動には別にフロントローダ等の運搬用機械が必要になりますが、20kgコンテナを用いたときのように手作業が必要でないことや一回の運搬量が大きいことなどから干拓のような大規模営農に適しているものと考えられます。



写真2 オニオンピッカ

オニオンタツパ(写真3)

オニオンピッカで回収したタマネギは再調整が必要です。その調整作業にオニオンタツパを使います。ピッキングしたタマネギをコンテナごとタツパに載せることで自動的にコンベアに送られます。タマネギは葉が下向きの状態でカッティング部分に供給され、適当な長さに葉が切れ再度スチールコンテナに回収されます。オニオンタツパは牽引管が装備されているのでトラクタなどで動かすことが可能です。調整するタマネギは回収直後よりも1週間程度乾燥したもののほうが適切に葉を切断することができました。



写真3 オニオンタツパ

播種から移植、防除、収穫、調整までの一連の作業の機械化はほぼ出揃い、体系化できると考えています。

◆◇◇九州農政局通信

「農地・水・環境保全向上対策」の紹介

前回までは、農業者の方と地域住民の方でつくった「活動組織」が取り組む「活動計画」の作成の目安となる「活動指針」について紹介してきましたが、今回は、「活動指針」に沿った「活動計画」の様式と記載例を紹介します。

前回まで3回に分けて紹介してきました「活動指針」には、数多くの活動項目、実践活動が示されていましたが、実際に「活動計画」を作成する際には、「活動指針」に示されたうち、対象地域の資源とそれに関連して取り組む事項を活動組織を立ち上げる中で、活動項目等を選択・合意形成を図り、それを基に作り上げることになります。

「活動計画」の様式とその記載例は、以下のとおりです。

〇〇地域 保全向上活動計画（記載例）

第1 協定の対象となる資源の範囲

対象資源を規定します。助成金は農地面積に応じて交付されるので、特に農地については、地番、地目及び面積を記した一覧表（別紙様式2）に基づき、正確に記載して下さい。

位置	長崎県諫早市〇〇集落一円の地域				別紙様式1「位置図」のとおり		
農用地	田	畑	草地	計	別紙様式1「位置図」に示す範囲 上段（ ）書きは別紙様式2に示す対象農用地面積		
	(ha) ha	(681 ha) ha	(ha) ha	(681 ha) ha			
農業用施設	用水路 (開水路)	用水路 (パイプライン)	排水路	ため池	農道		
	m	m	m	箇所	m		

第2 実施計画

これまで(現状)の活動項目と、これから(計画)の活動項目をチェックした所定のチェックリストを添付します。活動指針の活動項目以外の活動がある場合には必要に応じて、活動区分に「その他活動」を追加して記載して下さい。

(1) 地域を目指すべき方向

- ・ 地域の農地・水・農村環境の現状と課題
- ・ 地域で実施されている共同活動の現状と課題
- ・ 活動組織構成員で実施したワークショップや話し合い等を通じて合意形成された地域農業、地域振興の方向や目標
- ・ 地域農業や地域振興の方向や目標を達成するための組織づくりや活動実施の基本方針・考え方

(2) 活動の概要

活動の区分	活動の概要	活動の項目
基礎部分	農地・農業用水等の資源を保全する活動として、施設の点検、共同作業計画の策定、施設周辺の草刈り、水路の泥上げ等、その他の活動を	別紙様式3「活動指針チェック表」(基礎部分)のとおり
誘導部分	農地・農業用水等の資源の質的向上(長寿命化)を図る活動として、施設の機能診断、給水栓ボックス基礎部補強等、その他の活動を	別紙様式3「活動指針チェック表」(農地・水向上活動)のとおり
	農地・農業用水等の資源を場又は素材とした農村環境の保全及び質的向上を図る活動として、水質保全をテーマとする計画の策定、啓発・普及、水質モニタリング、その他の活動を実施する。	別紙様式3「活動指針チェック表」(農村環境向上活動)のとおり

第3 構成員の役割分担

構成員の役割分担を明らかにします。
個人で参加される場合は「その他」に記入します。

構成員	主 な 役 割
農業者	基礎部分、農地・水向上活動、農村環境向上活動、その他の活動を他の構成員と連携して実施する。なお、畦畔・農地法面の草刈りや個々の農用地周りの小水路の泥上げ等の活動は個々の農業者が実施する。
〇〇自治会	農地・水向上活動のうち、農道の路肩、法面の初期補修活動、農村環境向上活動、その他活動を他の構成員と連携して実施する。
J A 〇〇	農地・水向上活動、農村環境向上活動について、指導、助言、資機材貸与等の支援を行う。
〇〇小学校 P T A	農村環境向上活動のうち水質保全活動の水質モニタリングについて、他の構成員と連携して実施する。
N P O 法人 〇〇	農村環境向上活動のうち水質保全活動の水質モニタリングについて、他の構成員と連携して実施する。
その他	農地・水向上活動の一部、農村環境向上活動、その他の活動を他の構成員と連携して実施する。

第4 資金計画

資金計画、特に助成金の使途を明らかにします。
地域協議会からの交付金の額は「支援交付金」と「地方公共団体が国の支援交付金と一体的に交付する交付金」の総額を記入します。
活動組織に管理運営に要する経費欄以外は、「第2 実施計画」の各活動について記載します。
なお、実施計画でその他の活動が追加されている場合、その項目には交付金が充てられないので注意して下さい。

・ 交付金の使途

地域協議会からの交付金

〇〇〇 千円は、下表のとおり支出する。

項 目	交付金の使途の内容(項目)	金 額
基礎部分の活動に要する経費	・ 施設周辺の草刈りのための草刈り機の購入費等	〇〇 千円
部 誘 農地・水向上活動に要する経費	・ 給水栓ボックス基礎部補強に必要な材料の購入費等	〇〇 千円
分 導 農村環境向上活動に要する経費	・ 水質モニタリングに必要な機材等の購入費等	〇〇 千円
活動組織の管理運営に要する経費	・ 活動組織の管理運営にかかる事務費等	〇〇 千円
計		〇〇〇 千円

第5 添付書面

- ・ 位置図(第1 関係) - 別紙様式1
- ・ 対象農用地面積の内訳(第1 関係) - 別紙様式2
- ・ 活動指針チェック表(第2 関係) - 別紙様式3

◆◇◇人事異動のお知らせについて・・・・・・・・・・・・・・・・

8月に諫早湾干拓事業に係る九州農政局の職員の異動がありましたのでお知らせします。

九州農政局農村計画部長 (旧) 丸山 和彦 → (新) 河津 宏志
(新 東北農政局整備部長) (前 北陸農政局佐渡農業水利事業所長)

九州農政局諫早湾干拓事務所長 梅川 治 → 内山 直治
(退職) (前 東北農政局整備部長)

◆◇◇その他(意見、提案の募集)・・・・・・・・・・・・・・・・

～皆様のご意見をお寄せ下さい～

定期的に、諫早湾干拓室からのお便りを差し上げているところですが、お知らせの内容その他につきましてのご意見やご要望等ございましたら、諫早湾干拓室までお寄せ下さい。

なお、今後、お便りを差し上げる場合にEmailでの送付をご希望の方はメールアドレスをお知らせ下さい。

送付先 〒850-8570(住所記載不要) 長崎県農林部諫早湾干拓室
(TEL 095-895-2051 FAX 095-895-2595)

Email s07050@pref.nagasaki.lg.jp

お願い Emailでご意見やご要望等をお寄せいただく場合には、恐れ入りますがメールの件名を 諫干だよりで設定し送信をお願いします。

●編集後記

残暑もまだまだ厳しくございますが、ちらほら、秋の気配も漂ってきております。農業者の皆様も秋の収穫へ向けて業務に励まれていることと思います。

さて、諫早湾干拓事務所長の梅川治氏は、本年8月、農林水産省を退官されました。氏は、平成15年7月に諫干事務所長として赴任されましたが、退職までの間、様々な難題に直面されました。平成16年8月には佐賀地裁で工事差止仮処分決定が出され、工事を余儀なく中断いたしました。直ぐに、福岡高裁に保全抗告を申し立て、平成17年5月には高裁で仮処分決定の取り消しがなされ、工事が再開されましたが、その間、工事業者、本省との調整等様々なご苦労があったことと思います。その後は、工事も順調に進み、来年度には完成の運びとなりました。本当に、ご苦労さまでした。